

収受年月日	議 長	事務局長	書 記
7・6・11			
第 24 号			

令和 7 年 6 月 1 1 日

埴町議会議長 鈴木 孝則 様

埴町議会基本条例検証調査特別委員会
委員長 菊地 哲也



埴町議会基本条例検証調査特別委員会最終報告書

本委員会が令和 6 年 6 月定例会において付託された、「埴町議会基本条例検証」について、調査及び検討した結果を次のとおり報告します。

記

1. 委員会概要

- (1) 委員会名称：埴町議会基本条例検証調査特別委員会
- (2) 委 員：委員長 菊地哲也、副委員長 堀江祐司、
吉村守広、青砥興蔵、吉田克則、藤田一男
オブザーバー：鈴木孝則議長
- (3) 設 置 日：令和 6 年 6 月 1 3 日（令和 6 年第 2 回定例会）
- (4) 設 置 趣 旨：平成 2 7 年 4 月 1 日に施行されてから 9 年が経過する中、
町議会を取り巻く状況も変化し、地方議会にも新たな取組
が求められることから、検証する必要があるため。

2. 調査の経過

(1) 委員会

開催日時	主な協議事項
第 1 回委員会 令和 6 年 6 月 1 3 日	正副委員長の選任を行った。委員長に菊地哲也委員、副委員長に堀江祐司委員を選任。
第 2 回委員会 令和 6 年 9 月 1 2 日	検証の進め方。今後のスケジュール
第 3 回委員会 令和 6 年 1 0 月 2 9 日	議会基本条例、解説文の検証・見直しの検討
第 4 回委員会 令和 7 年 1 月 2 8 日	議会基本条例、解説文の検証・見直しの検討

第5回委員会 令和7年3月12日	調査のまとめ
第6回委員会 令和7年4月23日	調査報告書の作成
全議員からの意見聴取 令和7年3月5日	議員全員から意見を聴取

(2) 各条文に対する意見・修正等

条 文	意見・修正
第1条 目的	・意見 無し ・修正 無し
第2条 基本理念	・意見 有する情報を積極的に発信とあるが、誤った情報や公表すべきでない情報もあるので公開に注意が必要。 ・修正 無し
第3条 議会活動の原則	・意見 無し ・修正 無し
第4条 議員活動の原則	・意見 無し ・修正 無し
第5条 町民との関係	・意見 今まで活用していない町民や学識経験者から、直接意見等を聴取できる公聴会や参考人制度は、議会での議論を充実させる観点から、今後活用していくべきと思う。 ・修正 無し
第6条 議会報告会	・意見 議会報告会の開催方法、内容等の検討が必要 ・修正 無し
第7条 請願等の取り扱い	・意見 請願・陳情の提出件数が減ってきているが、提出されれば内容を精査し適正に取り扱いをしていく。 ・修正 無し
第8条 執行機関との関係の基本原則	・意見 質疑応答で、論点が整理されていない質疑もある。 ・修正 無し

第 9 条 議決事件の追加等	・意見 無し ・修正 無し
第 1 0 条 施策提言の推進	・意見 これまで十分な議員間討議ができていなかったが、今後活発な討議ができるようにしていきたい。 ・修正 無し
第 1 1 条 政策形成過程の説明	・意見 事業評価を行っている議会もあるので研修を行ってはどうか。 ・修正 無し
第 1 2 条 所管事務調査	・意見 無し ・修正 無し
第 1 3 条 議員研修の充実強化	・意見 各種研修があり勉強になるので機会があれば参加してほしい。 ・修正 無し
第 1 4 条 議員の定数	・意見 町民からの意見、また学識経験者の意見なども参考にしながら、議論し判断していきたい。 ・修正 無し
第 1 5 条 議員報酬	・意見 町民からの意見、また学識経験者の意見なども参考にしながら、議論し判断していきたい。 ・修正 無し
第 1 6 条 意見聴取の方法	・意見 無し ・修正 無し
第 1 7 条 議員の政治倫理	・意見 議員それぞれがこの内容を十分に理解し私生活においても行動しなければならない。 ・修正 無し
第 1 8 条 議会事務局	・意見 無し ・修正 無し
第 1 9 条 議会図書室	・意見 議員控室に参考図書が置いてあるが、あまり利用していない。必要な図書は事務局で購入。 ・修正 無し

第20条 継続的な検討	・意見 議会活性化のためには、議員それぞれの質の向上のために定期的な研修等が必要。 ・修正 無し
----------------	---

委員から出された主な意見

- ・1条から20条まで1章ごとに検討を行った。現時点での見直しをする必要はないが、特別委員会の委員だけではなく、ほかの議員からも意見を求めたほうがよいとの意見があったので全員協議会で意見を聞いた。
- ・基本条例に基づいた議員活動が行われたか、また、条例に則った言動を行ったかの自己評価が必要ではないか。
- ・自分で自分自身を評価することは甘くなってあまり意味がない。また、議員間の討議では、議員同士の個人批判になってしまう。町民に評価してもらおうとしても町民は基本条例を理解していないので難しいと思う。

委員長からの提言

- ・「議員は予算に係る議会の議決に関与するため、町議会議員は町からの補助を受けている団体の長にはならないよう努めること」の項目を追加しては。

委員長からの提言への委員からの意見

- ・営利を目的とした団体以外に、福祉関係の団体・地域貢献を目的とした団体があるので今の埴町では次期尚早と思われる。

各議員からの意見

- ・17条の議員の政治倫理規定を重く受け止め、常に議員としての倫理性を自覚し良心と責任感を常日頃より持っていただきたい。各議員重く受け止めていただきたい。
- ・この基本条例にのっとり議員、議会が行動するかが大切なので、それに沿って行動すべき。
- ・基本的な考え方に事務調査の報告書の開示について、また、パソコンが使えない人のために紙ベースでの開示を入れてほしい。(12条で示しているので入れなくてもよいのでは)
- ・この条例をあまり深堀していくと、議員個人個人の活動を縛っていく結果となるかもしれないので、良心に従って活動していけばよい。この条例をベースに議員活動をしていけばよい。

3. 検証の結果

今回の検証では条文について修正等の必要はないといたしました。

しかし、委員長提言として「議員は予算に係る議会の議決に関与するため、町議会議員は町からの補助を受けている団体の長にはならないとしている」との項目の追加については、「議員は、町予算の執行対象の団体の長に就任しないよう努めること」として第8条の基本的な考え方に記載することとしました。また、第20条の基本的な考え方に、社会全体においてデジタル化が進んでいるため、「社会情勢等の変化に対応するため、時代に合ったデジタル技術の活用を検討していく」ことを記載することとしました。

4. まとめ

今回の埴町議会基本条例の検証については、平成27年4月1日に施行されてから初めての検証となりました。第20条では議会は、社会環境・経済情勢等の変化により新たに生じる町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革を行い必要に応じこの条例を見直すなど適切な措置を講じるものとするとされているため実施したものであります。検証は各委員から1章ごとに議員がこの条例に基づき議員として、また議会として行動・活動しているかの検証を行いました。さらに、委員だけではなく、委員以外の議員からも意見を求めました。

今回の検証により、議会基本条例の認識をさらに深め、今までの取り組みを振り返りこれからどのように行動していくべきかを考える良い機会となりました。議会基本条例は議会運営の基本であり、さらに町民の負託に応えられる議会となるために、今回検証で出された課題等を全議員で共有し、これからも開かれた議会を目指してまいります。